

## 第 3 部

### 円滑化、二国間協力措置及び紛争解決

### 第3部 円滑化、二国間協力措置及び紛争解決

#### 1. 貿易円滑化（税関手続及びその他の貿易関連手続）

1. 共同研究会は、第一に、貿易円滑化は関税引き下げと同様の効果があること、第二に、多くの企業がグローバルな供給体制の構築を行う中で輸出入手続に要する時間の短縮及び手続の予見性がより重要となってきたことを認識し、税関手続その他の貿易関連手続の簡素化・国際的調和による貿易円滑化の重要性に言及した。
2. 日本及びメキシコは、企業活動により良い環境を与えるために、税関手続の簡素化を含む貿易円滑化のための各種施策を講じてきている。共同研究会は、ビジネス界に対しより良い環境を提供し、両国の経済関係強化に貢献するための協力可能な分野について、以下の通り特定・整理を行った。

#### 両国の税関当局間の協力

世界税関機構（WCO）等においては、税関手続の電算化や簡素化に関する国際的な基準や勧告が策定されてきている。既存の税関手続をそれらの基準や勧告に可能な限り調和させることは、税関手続の効率性を高め、より簡素化されたものとするであろう。

適正な国境取締り及び貿易円滑化をさらに進めるために、両国の税関当局は、貨物の通関におけるリスクマネジメント（貨物をハイリスク貨物とローリスク貨物に分けて、税関のリソースをハイリスク貨物の取締りに配分する手法）を実施してきた。

さらに、日本税関では、到着前に審査を行い、貨物の到着と同時に貨物の引取りを可能とする「到着即時輸入許可制度」を航空貨物について導入しており、また、コンプライアンスの高い輸入者の貨物の一部については、納税申告前の貨物の引取りを可能とする「簡易申告制度」を導入するといった貿易円滑化のための様々な施策を採用してきた。

他方、メキシコ税関は、2002年初頭、ローリスクと特定された企業の輸出入の税関手続を軽減・簡素化する目的で優良関税納税者プログラム（“Compliant Customs Taxpayer”プログラム）という新たなプログラムを実施した。このプログラムは、米国税関との間で初期段階にある。

共同研究会は、情報の交換、税関手続の国際的な基準への調和等の分野において、両国が協力を行うことが両国間の貿易円滑化に資するとの認識で一致した。

#### 通関キャパシティの拡大

日本側より、米メキシコ間の国境における通関が渋滞しているため、商品の着荷が大幅に遅れるケースがしばしば見られ、その要因のほとんどがメキシコのインフラ施設に起因しているとの問題点の指摘がなされた。日本側はまた、この問題は、現在進められているメキシコ税関内のコンピュータシステムのネットワーク化を推進すると共に、メキシコ側の通関レーンの増強により解決することができるとの指摘を行った。

メキシコ側は、税関手続の大幅な変更を行ってきたとした。昨年、メキシコは、統合自動税関システム・ミレニアム3（“Integral Automated Customs System Millennium 3”）（SAAI M3）と呼ばれる、外国貿易の手続を促進し、効果的なものとする新しい税関システムを導入した。このシステムと共に、税関の運用及び管理のプロセスの再評価を可能とする新たな有益かつ技術的な要素が導入された。同様に、このシステムは汚職のレベルを減少させることを目指している。

## 情報通信技術の活用

共同研究会は、ペーパーレス貿易の推進並びに税関手続、検疫手続及び港湾関係手続を含む貿易関連手続のワンストップ化（シングルウィンドウ化）の推進のために、WCOの税関データ・モデル・バージョン1.0、民間企業間における貿易関連手続のシームレス化（例えば、日本から貨物が輸出された時点で、メキシコでの輸入時に必要な情報を日本の貿易関係企業から直ちにメキシコの貿易関係企業に電子的に送るシステム）等、情報通信技術の活用により、貿易円滑化を一層推進させていくことの可能性について認識した。

3. 共同研究会は、上記のものを含め、貿易円滑化の分野について、具体的な更なる協力の方策を特定するため、両国間の貿易円滑化に関する事項を議論する官民合同の専門家グループ及び税関関連の事項を議論する両国税関当局間の専門家グループの2つの専門家グループを設置することの可能性について認識した。

## ．基準・認証

1. 共同研究会は、安全、人間や動植物の生命・健康の保護、環境、消費者保護、品質に関する任意規格、強制規格及び適合性評価手続が、適切な形で適用されることにより、日本・メキシコ間の貿易の不必要な障害とならないことの重要性について認識が一致した。研究会は、WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」の下での既存の権利義務についてそれぞれの国が再確認することの重要性について認識が一致した。

2. 日本側からは、メキシコの工業規格（NOM S : Normas Oficiales Mexicanas）について、円滑な取引に支障を来すおそれがあるとの指摘がなされ、改善の必要性が指摘された。日本側からは、貿易円滑化のためにNOM S規格の制度と運用方法を改善することは、日系企業の要望であるとの説明がなされ、その早期かつ実効性のある実現の必要性が強調された。

現行の制度では、スペイン語の表示に係る文字のサイズや意匠まで厳しく規制されている。

ティファナ等日系進出企業が多く存在し国境取引が多い場所に、適合性評価を行う公設試験場がなく不便である。

これに対し、メキシコ側からは、計量及び標準化に関する国内法により、WTOのTBT協定に整合的な形で任意規格、強制規格及び適合性評価手続の制定と運用に関する手続の透明性が確保されているとの説明がなされた。日本側から指摘された点については、これらのNOM S規格が国際規格に整合的なものであり、国境の北部に沿った地域に、適合性評価を行う公設試験場が十分に存在するとの説明がなされた。メキシコ側からは、日本側メンバーに対し、ティファナとシウダッドファレスに公設試験場が配備されていることにつき情報提供がなされた。

3. メキシコ側は、日本への農産物の輸出に関し、日本が有機製品の認証に関する特別の手続を定めたが、この規則は、EUや米国市場における現行の手続とは、調和も一致もしておらず、日本への一部の農産物のアクセスに関して、現在、技術的障壁を構成しているとの懸念を表明した。

これに対し、日本側からは、有機食品の基準・認証制度は、国際基準であるCODEXのガイドラインに準拠して定められていること、「有機」表示の規制については、外国産品も国内産品と同様にJAS法に基づき行われ、無差別に適用されていること等について説明した。このように、JAS制度はメキシコの有機製品のアクセスに対する障壁とはなっていない。日本側は、日本においてJAS表示され販売されているメキシコ産有機産品の実例を示した。

4. 共同研究会では、日本及びメキシコの規格・基準当局が、強制規格、任意規格及び適合性評価の分野における協力の取り組みを継続することの重要性について、認識が一致した。両国間の協力を効果的に促進するためには、ニーズに基づいた情報交換を通じて、それぞれの国の強制規格、任意規格及び適合性評価制度をさらに詳細に理解し合うことが、協力の第一歩として重要である。こうした協力は、強制規格、任意規格及び適合性評価の分野における両国間のさらなる協力につながりうる。

## IX. 競争政策

1. グローバル化が進み日墨経済関係が更に強化されるに際しては、両国間の貿易投資を阻害する可能性のある反競争的行為に対する規制の必要性は増大するであろう。実際、2001年にメキシコ連邦競争委員会は、メキシコにおける日本企業が関わる合併案件を8件審査した。
2. 共同研究会は、日墨間の競争政策における協力のメカニズムが法的安定性、ひいては貿易・投資の円滑化に貢献するとの考えを共有した。共同研究会は、次の要素を含む競争政策の枠組みを構築する必要性を指摘した。
  - (1) 日本とメキシコはビジネス・セクターでの反競争的行為に対処するため、それぞれが適切と考える措置をとるべきである。
  - (2) 両国間の貿易・投資を阻害する可能性のある反競争的行為に対する規制の必要性が高まる可能性を踏まえ、両国の競争政策の枠組みを有効かつ円滑に適用し、また、反競争的ビジネス行為に対するより有効な対処法についての共通の理解を促進するため、日墨両国は、双方の競争当局間の協力を促進する措置（例えば通報、協力、調整）を研究すべきである。

共同研究会は、メキシコと日本は、あり得べき FTA において競争政策の問題を含める可能性を検討すべきである旨指摘した。

## ．知的所有権

- 1．近年、模倣品・海賊版の製造・流通が深刻な問題となっており、知的所有権侵害物が第三国に輸出されることで、被害が一層拡大し、多くの国の企業に深刻な打撃を与えている。このため、各国が協調して知的所有権侵害物品の流入を防止する水際措置の強化を図ることが国際的に重要な課題となっている。この点につき、共同研究会では、日本及びメキシコ両国が知的所有権のエンフォースメント強化に努め、この分野において協力することの重要性について認識が一致した。
- 2．共同研究会は、知的所有権保護の重要性の高まりを考慮し、日本及びメキシコ両国間における以下の取組に関して、提供可能な情報の交換を通じた協力が必要であると認識した。
  - 知的所有権保護制度の機能や知的財産権保護の重要性についての国民全体への啓発活動
  - 知的所有権保護制度及びその運用の改善
  - 知的所有権のエンフォースメント
  - 事務処理効率化のための知的所有権行政過程の機械化・自動化

## ．ビジネス環境整備

1．共同研究会では、ビジネス環境に関して、以下のような問題点が指摘された。

### (1) ビジネス活動に影響を与えるルール・制度の変更

共同研究会は、ビジネス活動に関するルール・制度の頻繁かつ突然の変更が、企業が新しい状況に対応するために必要とする時間のために、これら企業の生産活動に影響を与えていること、また、ルールの変更においては透明性が重要である、との認識が示された。特に、日本側からは、メキシコにおいてビジネスを行っている日本企業はメキシコにおけるビジネス活動に関するルール・制度の予見性が日本とメキシコとの間の貿易・投資関係拡大のために重要であると考えている旨述べた。共同研究会では、日本及びメキシコ政府が、ビジネス活動に顕著なインパクトを与える法制度に関する情報交換を定期的に行うこと、また、法制度の透明性を確保することの重要性について、認識が一致した。

### (2) 労働関連

共同研究会において、日本側は、メキシコ経済が成長するにしたがって、特に米国との国境沿いの地域の賃金が上昇しており、徐々に製造拠点としてのメキシコの魅力が減退してきていることを懸念し、法改正を含む労働改革が、日本からの投資の増大のために、欠くことのできないものであることを述べた。

メキシコ側は、政府において、安価な労働力によるのではなく、新たなる労働カルチャー（New Labor Culture）の醸成を図ることによって、外国から一層のより良い投資を誘致するため、メキシコにおける条件整備を図っているところであり、新たなる労働カルチャーとは、訓練と生産プロセスの変革への従業員の参加を通じて、企業側、労働者側が共に生産性と競争力の向上に努めるものであると説明した。メキシコ側は日本企業がこの努力に貢献するよう招請した。

メキシコ側は、メキシコ政府は企業家と労働者の代表から成る所謂「中央意思決定会議（Central Decision Making Table）」において、労働法改正のための議論を進めており、政府はその過程の進行役として参加しているだけであると指摘した。ここにおいて合意されたいかなる提案も、議会の審議と承認を受けなければならない。

共同研究会は、労働生産性の向上（人材開発、労働者教育）もまた、労働環境と新しいメキシコの労働政策を推進させるため重要であることで認識が一致した。以下の問題が明らかにされた。

- i) 中間管理職、技術者の確保が難しく、事業展開の幅に限界があるため、人材育成が急務である。
- ii) 高い転職率は、安定的な労働力確保が困難にしている。

メキシコ側は、競争力に影響する最も重要な要因の1つは、良質な人材であることに賛同した。良質の成長を達成するためには、生産過程、配送及び販売を時代に適合させるために適時に良質の訓練及び技術支援を促進することが死活的に重要である。また、問題と解決法を特定し、成長と拡大のための戦略を提案するため、労働者と雇用者双方をこの努力に参加させることが不可欠である。

これに関し、メキシコ側は、特に技術やITといった分野における人材開発及び訓練における協力の可能性に関心を示した。また、メキシコ側は、両国における労働技能検定制度、社会対話の経験並びに労働法及び労働行政に関する情報交換についても関心を有する。

### (3) 治安状況

日本側は、メキシコのいくつかの都市における治安状況と警備会社と契約することのコストが企業経営に与える影響に懸念を表明した。

共同研究会は、メキシコ政府が治安問題の解決のための取り組みを続けることが重要であることについて認識を共有した。

#### (4) 規制改革

共同研究会は、規制の枠組みはグローバルな市場及び外国投資に対して開かれた健全な経済を維持するための重要な要素である旨指摘した。共同研究会は、規制改革は貿易及び投資への不必要な障壁の撤廃を促進することを通じ、経済成長、雇用創出、消費者への低価格、競争力及び技術革新の推進につながる旨強調した。

共同研究会の会合において、メキシコ側より、日本の規制の枠組みに関し次の懸念が表明された。

規制策定及び行政裁決過程の透明性の欠如

競争を制約し、貿易及び投資への障壁を形成する可能性のある、いわゆる「共同規制」、

即ち政府と産業界その他の機関との規制機能の共有

メキシコ側は、健全で開かれた、かつ力強い二国間経済関係を維持するための規制改革の重要性に鑑み、貿易及び投資の流れに影響し得る規制の問題について論議する二国間のメカニズムを設置する可能性につき提案した。そのようなメカニズムに民間及び学界からの参加を得ることも検討し得る。

#### (5) エネルギー・資源

共同研究会では、メキシコの電力料金の高さに関する懸念を表明するとともに、同国内における円滑な投資の拡大を促すように、メキシコ政府の電力料金低減に向けた努力の積み重ねと日本からの可能な範囲の協力を要請した。

共同研究会においては、下記「その他二国間協力」(1)の点も、メキシコにおける投資促進の観点から、ビジネス環境を整備する上で重要であることについて認識が一致した。

#### (6) 環境

共同研究会は、メキシコシティにおける深刻な大気汚染(窒素酸化物系)という環境問題によって優秀な人材からメキシコが敬遠されメキシコの競争力を削ぐ要因となっていることを指摘した。また、環境汚染を防止するため、決められた一定の物質を含む製品については、廃棄のために特定の場所に持ち込むことが法律により求められているが、これを行える事業者が不足しているため実態上適切な廃棄処分が困難になっていることが指摘された。

共同研究会においては、メキシコ側より「メキシコ首都圏大気汚染改善計画」(“Pro Air Program for the Metropolitan Zone of Mexico's Valley”)を含む環境問題へのメキシコ政府の取組について説明があった。共同研究会は、これまで日本とメキシコは環境保護分野で多くの協力プロジェクトを実施してきたことについても留意した。



共同研究会においては、投資促進の観点からビジネス環境を整備し、また環境配慮型の経済発展を促進するため、上記に掲げる問題のほか、水の供給確保、大気汚染防止、廃棄物処理等のメキシコが抱える環境問題に関し、必要な場合には、日本が持つ技術も活用しながら、メキシコに対して必要な協力を行うことの重要性について認識が一致した。

#### (7)会計

共同研究会は、両国がそれぞれの会計制度の改善において協力できれば有用であるとの認識で一致した。

#### (8)その他

共同研究会は、ビジネス環境改善のためのメキシコの努力を認めるとともに、そうしたビジネス環境のさらなる改善のため、以下の分野における取組を継続すべきであることを指摘した。

通信システム及び郵便サービス

水供給、下水道

電力供給

道路・港湾等の交通インフラ整備

2. 共同研究会は、上記の問題点を含めた二国間のビジネス環境の改善が、二国間の貿易・投資を促進するために不可欠であるとの認識を共有した。共同研究会は、両国の努力及び協力における上記分野の優先度評価を含め、二国間ビジネス環境の整備に向けた方法及び手段を議論するためのメカニズムを設置することを提案した。

## ・裾野産業育成

- 1 .現在、メキシコは中国や東南アジア諸国にあるような部品供給の集積地を持っていない。部品供給網の弱さが組立産業の成長の大きな障害となっており、また、メキシコへの長期的投資の促進につながっていない。メキシコにおけるこうした裾野産業の欠如が将来深刻な問題となる可能性があり、共同研究会においては、今後メキシコにおいて裾野産業育成、部品供給網の構築が求められることが指摘された。
  
- 2 .共同研究会において、日本側からは、メキシコで裾野産業を育成するためには、資金調達を容易にするとともに、労働技術改良のため教育を提供することによりビジネス環境を改善すること、及び国内の労働問題を解決することが最も重要である旨指摘した。そうした努力が日本からの投資・日系企業のメキシコへの進出を促進するであろう。  
共同研究会では、上記の取組に加えて、日系企業が裾野産業としてメキシコへ進出することを支援し、また、メキシコ国内の裾野産業を育成するため、特に以下に挙げるような協力プログラムの実施に向け、両国が着手することが提案された。
  - ( 1 ) 2 0 0 1 年 1 0 月に日本及びメキシコ双方の官民関係団体のイニシャチブで立ち上げられた「中小企業フォーラム」を通じ、関係機関の効果的な連携を図るとともに、わが国政府系金融機関が既に実施している種々の協力事業の有効活用を進める。
  
  - ( 2 ) J E T R O がメキシコ経済省と共同で進めている裾野産業育成( 中小企業振興や日・メキシコ中小企業間のビジネス・マッチング支援を含む ) のための諸事業を継続実施する。

### III. 貿易及び投資の促進

1. 共同研究会は、JETROとメキシコ経済省及びメキシコ国立貿易銀行（BANCOMEXT）により共同で進められている以下のような貿易・投資促進のための諸事業を継続して実施していくことの重要性について認識を共有した。
  - ・日本で開催される海外投資促進展を含む両国間の貿易及び投資を促進するための見本市及び展示会の開催又は参加
  - ・日本・メキシコ両国間の輸出及び投資促進を目的とするセミナーの開催
  - ・貿易・投資及びマーケティングの専門家及び研修生の交流
  - ・ビジネス・ミーティングあるいは貿易投資ミッションの組織
  
2. 同研究会では、両国間の貿易・投資促進を図るために、JETROとメキシコ経済省の間で以下のような情報提供・交換を継続することの重要性について認識が一致した。
  - ・産業部門別企業名鑑の交換を通じた、2国間で輸出可能性のある物及びサービスの確認
  - ・投資機会の確認及び両国企業間の合併事業設立に関する情報の交換
  - ・両国の各種貿易・投資情報の交換
  - ・両国間で取引のある、または取引可能性のある商品及びサービスに係る産業上及び商業上の技術的規制及び規格に関する情報の交換
  - ・貿易・投資に影響する要因と、それによって生じる市場アクセス条件の改善に関する情報の交換

## ・その他の二カ国間協力措置

### (1) エネルギー協力

共同研究会では、JICAとメキシコ側関係団体等、日本・メキシコ双方の関係機関のエネルギー分野における既存の協力措置の重要性について、認識が一致した。

共同研究会は、省エネルギー推進、再生可能エネルギー開発、エネルギー予測/モデリング等の分野におけるAPECの枠組みを利用した日本・メキシコ間の既存の協力措置を高く評価した。共同研究会は、これらの協力を継続的に実施することの重要性につき意見が一致した。

共同研究会では、日本・メキシコ両国の協力の枠組みの下、チコンテペック堆積盆地共同スタディーやチサパ鉱山、レイデプラタ鉱山などの成功事例などにより、メキシコにおける天然資源開発を両国が積極的に推進してきたことを認識した。

共同研究会では、投資促進の観点から適切なビジネス環境を整備するため、省エネルギー推進、発電プロセスにおける環境への配慮、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー開発等の重要性について認識が一致した。

メキシコ側からは、天然ガスのようなクリーンな資源や電力・原子力等、エネルギー生産・消費の多様化やその他関連分野に関して、関係機関の協力措置の拡大、情報交換や専門家派遣のさらなる促進、共同連携の強化についての関心が示された。日本側からは、メキシコ側からさらに詳細な情報が提供されれば、提案を検討する用意があるが、結果は保証できないとの認識が示された。

メキシコ側からは、メキシコは世界トップの石油生産国の一つであるとともに信頼しうる供給国であり、原油分野において、商業ベースのメキシコ・日本間の連携を強めることが、双方にとってメリットとなる、という点が強調された。メキシコとの商業契約は、あらゆる契約相手に対して、等しく透明でかつ単一の手続により行われる。メキシコ側からは、メキシコの石油精製技術の上昇と、PMI（メキシコ国営石油会社国際部）/PEMEX（メキシコ国営石油会社）によるイズムス・オルメカなど軽質油分野への展開が可能となるような、新たな生産拠点への投資計画が強調された。これらの軽質油は、現在、メキシコの石油輸出の主要品目であるマヤ石油より硫黄含有度が低いという意味において、日本の精製工場での処理に合うものである。また、日本側からは、原油取引の商業実態を踏まえ、日本企業とメキシコ企業が更に緊密に連絡を取ることの重要性を指摘した。

### (2) 農水産業分野における協力

共同研究会は、農業については両国農業の実状を踏まえ、農村開発、農業政策、技術的協力等についての相互理解を促進することの重要性を認識した。

共同研究会においては、メキシコ側から、メキシコの農業に対し、技術、資金及び検疫等の面について協力を進めることについての希望が表明された。農業における協力の優先分野として、メキシコは以下を考えていることが示された：

- ・技術協力プロジェクトの戦略的計画及び形成
- ・生産者の組織化
- ・農産品の貿易通商の観点からの訓練
- ・農産品の標準化及び基準、並びに衛生植物検疫的観点及び規制に係る訓練
- ・農業分野の生産的プロジェクトにおいて、メキシコのプロデューサーと日本の投資家が合弁

#### 企業の設立及び戦略的提携を行うことに関するワークショップ

・共同プロジェクトへの大学及び研究機関の参加促進、専門家・研究者・学生の交換、学生への奨学金及び両国の専門家が行う居住研究に対する奨学金といった活動の推進

日本側は、将来の協力における優先分野については更に研究及び政策対話が必要であること、また、両国の民間によって直接協力されるべき分野もあるとの考えを表明した。メキシコ側は衛生植物検疫措置の調和を図ることの必要性を表明し、相互の情報交換を行うとともに、個別具体的な問題が生じた場合に専門家同士の協議を行うことが重要との認識を示した。日本側からは、衛生植物検疫条件は技術的な問題であり、今後とも従来通り、具体的な案件ごとに科学的に専門家同士の協議で問題を解決することが重要であることが指摘された。

### (3) 科学技術

共同研究会は、以下の諸点を考慮しつつ、科学技術は将来における協力の可能性がある分野であるとの認識を共有した。

- ・ 最近 50 年間に於いて知識の増加及び変化が加速し、科学並びにその技術的発展及び適用の役割が変遷したことが、経済、社会、政治及び文化的変化の最も重要な源泉の一つとなった。こうした動きは 21 世紀における社会及び経済にとり一層重要となり、情報化時代及びデジタル経済時代と呼ばれる時代に向かっていくことが期待されている。
- ・ インターネットを基盤として世界の様々な地域の研究者及び学者の間でのコミュニケーション・ネットワークが拡充しつつあり、多数の新たな科学コミュニティ、電子ジャーナル、学会及びその他の新知識の生産及びコミュニケーションのための手段の発展が一層加速されている。
- ・ 共同研究会は、この分野における交流を更に加速させるために、以下の活動が既に実施されつつあることを認識した。
  - i) 学者、研究者及び専門家の交流
  - ii) 両国の大学間での関係強化
  - iii) 日本とメキシコの学者、研究機関及びシンクタンク間のより一層の協力のための国際シンポジウムの準備

### (4) その他

共同研究会では、貿易・投資促進のため、以下の点について関心が示された。

- ・ 両国間の地理的・時間的な制約を解消するため、日本・メキシコ間の貿易拡大の手段として、電子商取引の発展のための基盤整備に努めるべきこと
- ・ 文化、言語、芸術面での交流が、両国間の理解度、親近感を高め、貿易・投資の拡大に良い影響を与えることに留意し、こうした良い影響を広げるために役立つ視聴覚等のサービス分野の投資促進の可能性について検討することが有益であること

共同研究会は、技術協力を進めるため、JETROがメキシコ経済省と共同して進めている技術分野における諸事業を継続実施すべきである旨提案した。また、その成功が広く知られた、両国政府間の技術協力協定の下での、JICA及びメキシコ政府当局間での活動についても同様の取組がなされるべきである。上記プログラムは、各プロジェクトの実施における共同参加、費用の共同負担及び事業実施後の自立性の原則に従い、発展するべきである。

## V. 協議及び紛争解決

紛争解決について、NAFTAでは、(a)協定全体の解釈、及び適用に関わる政府対政府の紛争に関するもの、(b)アンチダンピング及び相殺関税の決定に関わる個人対政府に関するもの、(c)投資に関する投資家対国に関するものの3つの異なる紛争処理システムが規定されている。これによりNAFTAの投資の章の規定に違反したことによって損害を受けた投資家は国際仲裁を受けられるという制度になっている。メキシコとEUのFTAにおいては、協定全体に関する政府間の紛争処理の制度が定められ、投資家対国の紛争処理はEU各国とメキシコとの二国間投資協定の中に規定されている。他方、日・シンガポール新時代経済連携協定においては、協定の解釈又は適用に係る両国間の紛争及び投資に関する投資家対国の紛争について紛争回避又は解決のための制度が定められている。

共同研究会においては、紛争処理が効率的に行われることは企業にとって重要であり、企業対政府の紛争解決の法的枠組を保証することが必要である旨指摘された。

共同研究会は、日本及びメキシコがFTAを締結する場合には、両国間において生じるいかなる紛争についても国際的な紛争処理手続を活用して有効な解決が図られるよう、両国の地域及びマルチでの経験を基礎とした紛争解決手続を規定することが必要であることについて認識が一致した。

(了)